

## 九〇世紀の仮名の書体 ひらがなを中心として

Writing Style of Kana in the Ninth to Tenth Centuries : A Study with Focus on Hiragana  
OCURA Shigeji

小倉慈司

はしがき

近年、「仮名」を記した九世紀後半の墨書土器が相次いで発見され、仮名への関心が高まっている。かつては八世紀に万葉仮名が使用された後は、九世紀後半、貞観九年（八六七）に記された讃岐国司解端書において「草仮名」が見られるようになり、一〇世紀の連綿体へとつながっていくという理解であったが、その後、一九九一年には多賀城跡で九世紀中頃の仮名漆紙文書が発見され（築島<sup>c</sup>）、次第に九世紀の「草仮名」「平仮名」資料も増加していった。そして二〇〇二年には富山県射水市赤田I遺跡で九世紀後半の仮名墨書土器が出土し、二〇一二年には平安京右京三条一坊六町跡（藤原良相西三条第）より貞観初年頃と考えられる「平仮名」を記した墨書土器が発見公表されて話題を呼んだ。さらに二〇一三年には以前に京都市堀河院跡より出土した一二世紀末ないし一三世紀初めの墨書土器に再調査の結果、いろは歌全文が記されていたことが公表されたりもしている<sup>1)</sup>。

このように平安時代の草体仮名に関する資料が増大し、様々な言及がなされる一方で、仮名それ自体の概念が十分に深められず、論者によって「草仮名」「平仮名」など関連用語の理解・使用が様々であることが、研究進展の上での障害となっている。そこで本稿では、それらの仮名に関わる用語に主として同時代史料に基づいて検討を加え、平安前期仮名資料の書体の整理を試みたい。

#### 一 漢字と仮名・ひらがな

まず、「仮名」の定義について確認しておくことにする。「仮名」は「仮字」とも記され、「真名」「真字」に対する語である。一般には真名は漢字であると解されることが多く、したがって、仮名とは真名≡漢字に対する「仮」の文字であると説明されている（たとえば森岡二頁、石川一八頁）。これは仮名を漢字と並ぶ文字種と理解したものと言えよう。確かに花山院長親撰とされる『倭片仮字反切義解』序に「真字対「仮字」正也、仮字対「真字」權也、」と見えており、古代にも真名と仮名を対比的に使

用している事例を見出せる〔枕草子九九段等〕から、当然のことのように思える。

しかし仮名と真名の関係についてはもう一つ別の捉え方がある。『倭片仮字反切義解』序には「都不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>義為<sub>レ</sub>真字、音為<sub>レ</sub>假字<sub>上</sub>而已<sub>レ</sub>、」とも記されているが、これは、仮名の「仮」は「音表記のために漢字の音（訓）を「仮」りたことに由来する文字と解する考え方である<sup>(2)</sup>。この考え方は必ずしも特異な説ではなく、大矢透氏が「仮名とは我が国固有の言語を記すに、漢字の音訓を其の意義に拘わらずに仮借せるものにして、字音のそのまゝ用ゐらるゝ文字、若くは音尾を省きて用ゐらるゝ文字、又は一音の訓を有する文字を選び、すべて一の漢字を我が単音に当てたるものなり。」と述べている〔大矢一頁〕ように、機能によって区分するものである。

前者の立場をとれば、いわゆる万葉仮名<sup>(3)</sup>は仮名ではないことになり、後者の立場をとれば、漢字と真名とは別であつて万葉仮名も仮名に含まれるということになる。万葉仮名を仮名から切り離し、漢字として捉えるという前者の視点では、「仮名」であるかどうかを外見の書体や字体<sup>(4)</sup>だけで判断するということになる<sup>(5)</sup>。それが、これまでの「仮名」研究の曖昧さを生み出してきたのではないか。そこで本稿では後者の立場をとることにしたい。まずは機能分類として仮名を捉えることにより、仮名と真名の相違点を明確にすることができよう<sup>(6)</sup>。

こうして仮名は、漢字の字体をそのまま使用する万葉仮名に始まって、それを省画化したり草体化したりすることが進められた。省画化は主に片仮名<sup>(7)</sup>へ発展していくもので、近年ではその源流が朝鮮半島に求められることが指摘されている〔小林abc等<sup>(8)</sup>〕。それに対し草体化が主にひらがな<sup>(9)</sup>を生み出した流れ<sup>(10)</sup>ということになる。真名が省画化されることもあり、また草体はそもそも漢字の一書体でもあつたが、万葉仮名の省画化や草体化が進むことによって、漢字本来の音や字義から離れ、表意性が

払拭されることになった〔大飼a、川端、澤崎参照〕。したがって省画仮名の問題はひとまず措くとしても、万葉仮名と草体仮名との境界は、まずはそれを読む側が表意性を感じるか否か（最初に漢字と認識するか否か）というところに置かれるべきである。草体化（くずし）の度合いに線引きをすることは難しい。また、書かれた当時にそれを目にした人々の感覚と現代の人間の感覚との間に、ずれが生じる可能性があり、そもそも個人によって異なってもいるであろう。そうした問題は残るものの、それでも従来よりは判断基準をより明確にすることができるのではないか。

次に問題となるのは、草体仮名とひらがなの関係である。従来、ある文字をひらがなと見做すか否かという問題については、文字を続けて記す連綿体であるか否かが判断材料として重視される傾向にあつた（たとえば森岡一九二・一九四頁等）。しかしそれは連綿体をひらがなの完成形態と見る視点に縛られたものと言えるであろう。かといって草体仮名自体は朝鮮半島にも見出すことが可能であり（註10参照）、草体仮名<sup>11</sup>ひらがなとしたのでは、日本における文字文化発展の独自性が不明瞭になつてしまう。とすれば、草体仮名を補助的ではなく中心的に用いるようになった段階をもってひらがなの成立と見るのが良いのではないか。ちなみに仮名が補助的に使用される場合にはその仮名がかなりくずれていても文脈からその音を推測することが可能であるが、続けて記される場合には文字そのものから判断せざるを得ないために、ひらがなが字種として確立する以前においてはくずしがゆるくなるのではないかと推測される。その点からも、部分的な草体化ではなく文章全体での草体化をもってひらがなの成立とすることは妥当であろう。

ただ、ひらがなの成立後には上述したことは別の動きも生じた。伝小野道風筆『秋萩帖』（一〇世紀）は一般に「草仮名<sup>12</sup>」の代表例として挙げられる資料（図一）であるが、早く築島裕氏が同資料における複雑

な字画の多用が平安中期以降の仮名書道の産物と考えられることを指摘され〔築島 a 三九五頁〕、さらに矢田勉氏が、ひらがなの完成以後により裝飾的な書記を実現するため、文字のバリエーションを増やすことを試み、仮名字体を完全には漢字字母から乖離させず、還元可能などころまで草体化を止めておくという方法がとられた仮名であることを明らかにされている〔矢田九五―九六頁〕。この『秋萩帖』の仮名は、表意性が

図1 秋萩帖第1紙 (画像提供: 東京国立博物館)

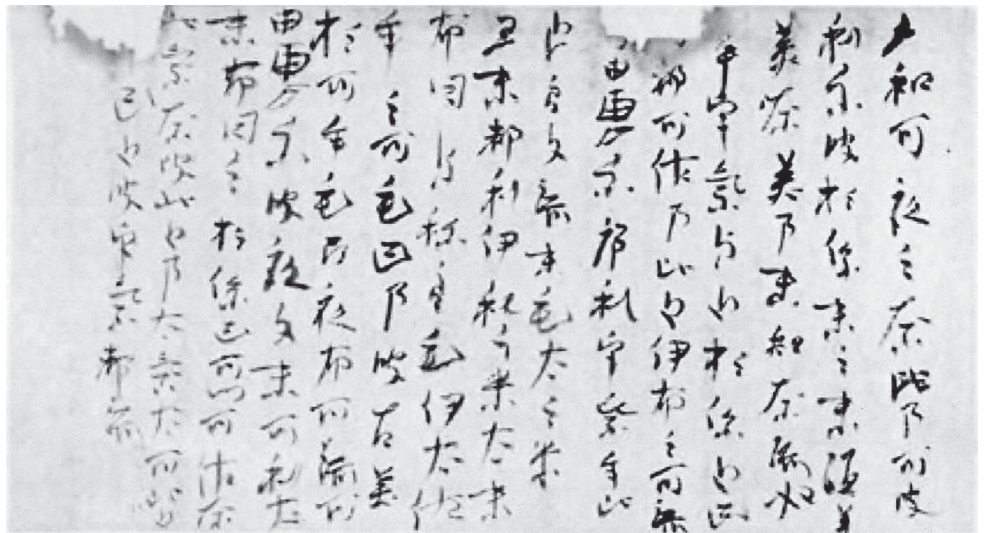


図2 続修正倉院古文書別集 48 第 11 紙 複製

感じられるとしても、それ以前の万葉仮名・草体仮名とは区別すべきである。以上の点に留意して八―九世紀の仮名資料を見ると、八世紀には万葉仮名で記された正倉院文書続修別集四八中の八世紀の万葉仮名文書(図2)や木簡などがあるが、それらは基本的にはもとの漢字の字形を残した形で記されており、万葉仮名と判断して問題はない。

次に九世紀中葉の仮名資料を見ると、貞観九年（八六七）の讃岐国司解に添えて記された藤原有年の端書（円珍関係文書の内）（図3）は部分的に仮名のみで記された箇所も存在するが、全体としては真名と仮名を混用しており、またもとの漢字の字形の推測が容易な箇所が大部分である。そうした点からは、草体仮名ではあるが、まだひらがなと見做す段階には至っていないと言えるであろう。

これに対し、ほぼ同時期と見られる多賀城跡出土仮名漆紙文書（図4）（築島c）は判読しづらい箇所が多いが、若干真名が混じるものの、有年端書に比較して全体的に草体化の度合いが進んでいるように見受けられる。有年端書よりも草体化がさらに進んだ段階と言える。内容は書状と考えられる（築島c）。次にやはり同時期の藤原良相の西三条第跡から出土した仮名墨書土器（図5）（京都市埋蔵文化財研究所）においては

さらに全面的な草体化が指摘でき、また仮名ばかりで記されているものが多く見られるところから、そこに記されているのはひらがなと考えるべきであろう。この仮名墨書土器については鈴木景二氏の検討があり、西三条第跡出土仮名墨書土器の中での書風・字体の多様性があること、そして有年端書とほぼ同時期に「流麗な連綿体の平仮名に近い書風が併存していた」可能性が指摘されている（鈴木c一八九頁）。確かにそれらの仮名墨書土器には放ち書き（文字を連続させないで一字一字離して書く書き方）で書かれたものから連綿体で書かれたもの（墨六六）まで大きく書体の異なるものが含まれている。西三条第跡出土の仮名墨書土器についてはその書かれた内容が必ずしも明確でなく、習書ではないかと思われるものが大部分であるが、九世紀後半の射水市赤田I遺跡より出土した仮名墨書土器には難波津の歌の冒頭部分かとみられる文字が習書

図3 藤原有年端書（画像提供：東京国立博物館）

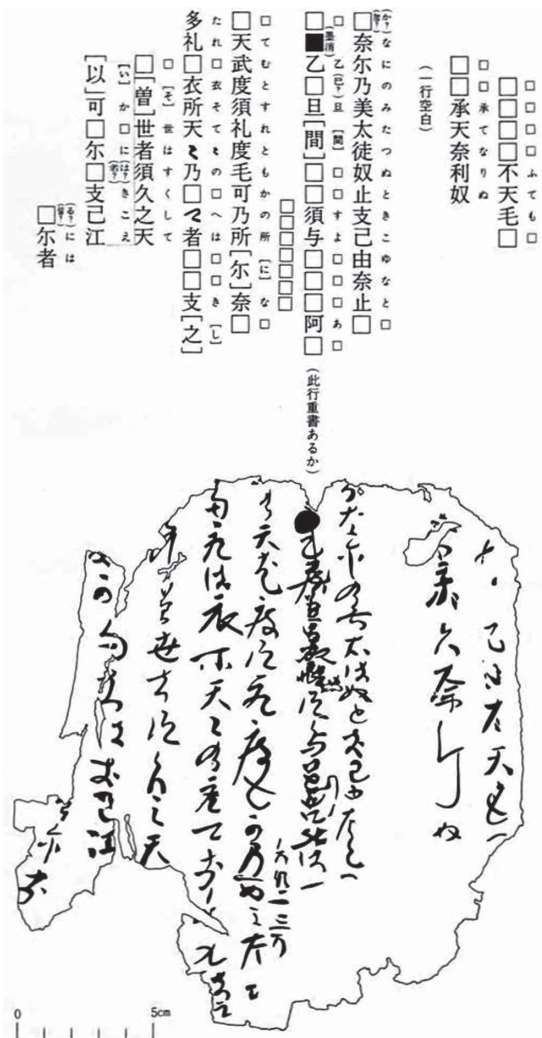


図4 多賀城跡出土仮名漆紙文書（築島c論考より転載）

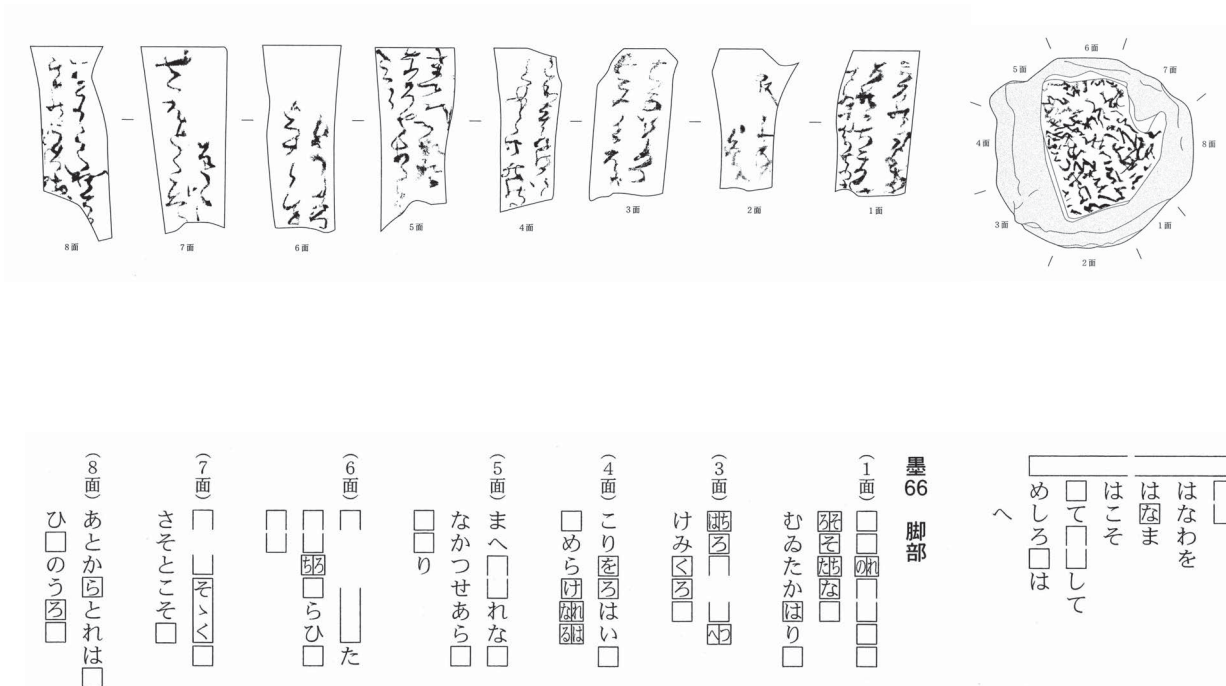
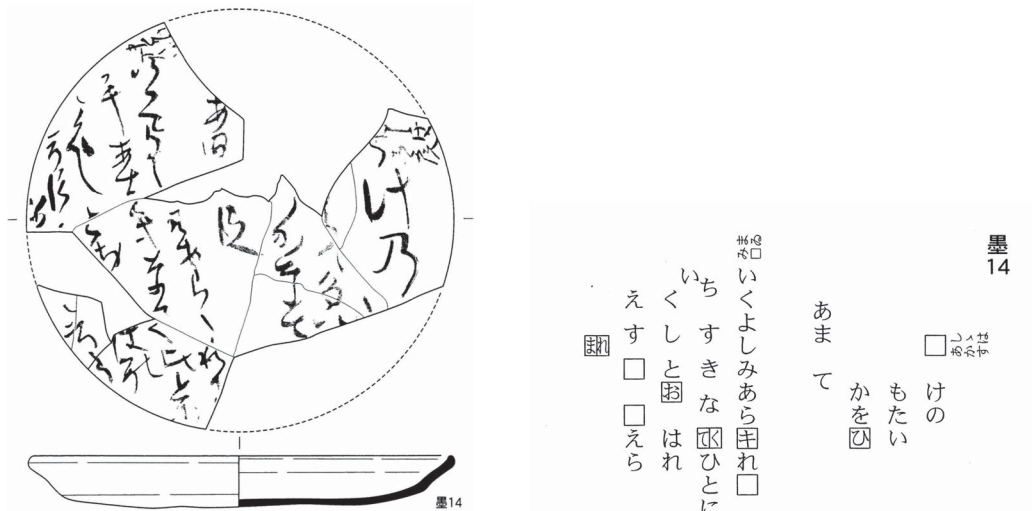


図5 西三条第跡出土仮名墨書土器 墨14,66実測図(京都市埋蔵文化財報告書より転載)

され(図6)、大隅国府と推定される霧島市気色の杜遺跡からは和歌と見られるひらがなを一部連綿体で内面に墨書した一〇世紀中頃の土師器坏が出土し、国府における饗宴の場において寿ぎの和歌が詠まれたことが指摘されている(鈴木 a b)。土器に和歌を書いたことは『万葉集』や『うつほ物語』『伊勢物語』などからも知られている(藤岡、鈴木 a b)が、私的な書状の他に和歌の贈答にも早くからひらがなが用いられたと推測される。

そしてそのような九世紀中葉段階における仮名書体の多様性は、ひらがなが連綿性の獲得に進化していったというような発想にとらわれなければ、ごく自然に理解できるであろう。すなわち成立当初もしくは成立後まもなくの段階において、既にひらがなは様々な書体を持っていたと考えるべきである。連綿体であるか否かは書風・書体の問題であって、ひらがなの本質とは言えないであろう。中国唐代には狂草体が見られる、漢字を連綿に記すことが行なわれており、空海の書に連綿が見られることも指摘されている(天石、宮本など)。したがってひらがなの成立後それほど指間を置かずに連綿体が生まれたとしても不思議ではないであろう。



図6 赤田 I 遺跡出土仮名墨書土器  
(射水市パンフレットより転載)

ここで仏教経典の訓点として用いられた仮名について付言しておきたい。先述したように、近年、八世紀の新羅伝来経に角筆で新羅語による省画仮名・草体仮名が書き込まれていることが判明したが、この仮名字体と『成実論』天長五年(八二八)点などの平安初期に東大寺関係僧が白点に使用した仮名字体の体系に共通するものが多いことが指摘されている(小林 b c)。そしてこれらの仮名字体のなかには「ち」「ぬ」「る」など現在のひらがなと同じ字体のものが見えてもいる(図7)。であれば、ひらがな成立の前段階としては、訓点に使用された略体仮名の存在も無視はできない。ただし訓点は「漢文の行間に国語の助詞・助動詞・活用言の語尾を送つたり、文字の音訓を施したりするのであつて、字形のなるべく小なることを要し、かつ多くは講義を聴きつゝ、記入するものであるから、字画の簡易なることを要する」(春日八〇〜八二頁)ものであり、さらに読み取りやすさが求められるものでもあった。これらの点で私的な書状に用いられたり和歌を記すものとして登場したひらがなとは大きな相違点がある。ひらがなは訓点仮名では十分に果たせない機能を持つ字体として成立したのであり、それによって、訓点仮名はその特性を純化させて片仮名へと進んでいったのであろう。

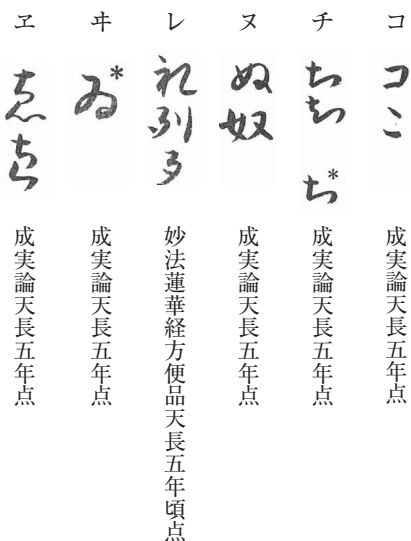


図7 九世紀前期の訓点に見える  
ひらがな類似字体  
(築島 b 書より抜粋)

二 一〇世紀の仮名の諸形態(二)―『宇津保物語』国譲上の記述

前節で見たようにひらがなが誕生したのは九世紀のことと考えられるが、それはどのような書体を持ち、どのように展開していったのか、残念ながら、同時代的にひらがなについて語られた資料は今のところ出現していない。そこでまずは一〇世紀後半の成立とされる『宇津保物語』国譲上における記述を掲げ検討してみることとする。同史料は古写本がなく諸本に誤写・脱落・錯簡が多いことで知られているが、本稿では新編日本古典文学全集を参照しつつ最善本とされる尊経閣文庫本を底本とした宇津保物語研究会翻刻(古典文庫本覆刻)によることとする。

かゝるほどに、「右大将どのより」とて、て本四くわん、いろ／＼のしきしにかきて、花のえだにつけて、そんわうのきみのもとに、御文してあり、

身づからもてまいるべきを、おほせごと侍し宮の御てほん、もてまいるとてなん、これは、わか宮の御れうにととの給はせしかば、ならばせ給ひつべくも侍らねど、めし侍りしかばなんいそぎまいらする、ときこえさせ給へ、さて御わたくしには、なにのほか御えうある、こゝには、よのためしになん、

とてたてまつれ給へり、御ぜんにもてまいりたり、み給へば、きばみたるしきしにかきて、やまぶきにつけたるは、し(真)のひ(符)て、はるのし、あをきしきしにかきて、松につけたるはさうにてなつ(本)のし、あかきしきしにかきて、うのはなにつけたるはかな、はじめにはおとこにてもあらず、をんなにてもあらず、あめつちぞ、そのつぎにをどこで、はなちがきにかきて、おなじもじをさま(符)くにかへきてかけり、わがゝきて はるにつたふる みづせき(符)も すみかはりてや みえんとすらん 女でにて、

まだしらぬ もみぢとまどふ う(マ)とふうし(マ) ちどりのあともと  
まらざりけり  
さしつぎに、

とぶとりに あとあるものと しらすれば 雲ちはふかく ふみ  
かよひけん  
つぎにかたかな、

いにしへも いまゆくさきも みちく(ふ)に 思(ふ)ひ心(心)ある わする  
なよきみ  
あしで、

そこきよく すむともみえで 行水の 袖にもめにも たえずも  
ある哉

と、いとおほきにかきて、ひとまきにしたり、藤壺(あて宮)より若宮(東宮と藤壺との間に生まれた王子)のための書の手本を所望された仲忠(右大将)は、手本四巻を色々の色紙に書き、花の枝につけて贈る。それは「し(真)のて(手)」「さう(草)」「かな(仮名)」で記されたものであったという。四巻とありながら、三種しか記されていないが、その三種について整理すると、次のようになる。

色紙	つけた枝	書体	内容
黄ばみたる色紙	山吹	し(真)のて(手)	春の詩
青き色紙	松	さう(草)	夏の詩
赤き色紙	卯の花	かな(仮名)	(和歌など)

対応から考えれば、三番目が「仮名」であること、かつ詩が記されたという点から考えて、一番目の「真の手」と二番目の「草」は真名ということになり、「真の手」が(真名の)楷書体もしくは行書体、「草」が(真

名の)草書体と見做せるであろう。なお「真の手」の「手」とは字の書き方や書風、筆跡の意であり、ここでは書体を指していると考えられる。そして赤い色紙に記された仮名についてはさらに様々な書体で記された。これについて言及した先行研究は、伴信友『仮字本末』以来、数多く存するが、十分な論拠を示さずに論じたものが少なくないため、本稿では通説として新編日本古典文学全集本の現代語訳、また当該史料を深く読み込んだ原田芳起氏および山田健三氏の説(原田、山田健三 ad)を中心に検討を加え、その他の諸説は必要に応じて言及することとどめておくことをお断りしておく。

初めが①「男にてもあらず、女にてもあらず」という書体で「あめつち」を、次が②「男手、放ち書き」にて「同じ文字をさまざまに変へて」「わがかきて春に伝ふる水茎もすみかはりてや見えんとすらん」という歌を、三番目が③「女手にて」「まだ知らぬ紅葉とまどふうとふうし千鳥の跡もとまらざりけり」という歌を、四番目が④「さしつぎに」「飛ぶ鳥に跡あるものと知らずれば雲路は深くふみ通ひけむ」という歌を、五番目が⑤「片仮名」にて「いにしへもいま行くさきも道々に思ふ心あり忘るなよ君」という歌を、六番目が⑥「葦手」で「底清くすむとも見えて行く水の袖にも目にも絶えずもあるかな」という歌を、順に大きく書いて一巻としたという。

⑤片仮名は現在と同じようにその大部分が漢字の字形の一部分を用いた省画の仮名書体であり(なお註(7)も参照)、⑥葦手は文字を一部葦などの絵に似せて絵画化して記したものである。『延喜廿一年京極御息所褒子歌合』十巻本に「青鈍の裾濃の裳に雌黄して葦手かけり」と見える(「平安朝歌合大成新訂増補版一―二二七頁」)のが史料上の初見で、書体として用いられたのが明確な事例としては、天祿四年(九七三)の『天祿四年円融院・資子内親王乱碁歌合』に「七月七日、(○中略)さまざまに蒔絵したる蓋に書きたる葦手の歌」と見える(「平安朝歌合大成新訂増



図8 葦手の例(本館蔵 H-743-361『あしで考』より)

補版一―五五〇頁)ことが指摘されている。歌の内容より推して、おそらくは水辺に葦手が描かれたものであったろう(葦手の例は図8参照)。  
④「さしつぎに」は、「連綿体のことか」とする解釈もある(「新編日本古典文学全集等」が、「さしつぎ」は「そのすぐ次に続くもの。また、次の位置。」といった意味である(「小学館日本国語大辞典」)から、③と同じ女手で続けて、といった意味(「古典文学大系等」)に解すべきであると考えられる。<sup>14)</sup>

次に①「男にてもあらず、女にてもあらず」、②「男手」、③「女手」についての検討に移りたい。①は「男手」でも「女手」でもない仮名の書体であり、仮名の書体の中で一番最初に記されていること(それは仮名における最初の手本であることを意味する)、その内容が「あめつち」すなわち「あめつちの詞」(「あめつち」で始まる仮名の字母表)であった<sup>15)</sup>という点から考えれば、初心者向けのこくありふれた書体で記したと考えられる。山田健三氏は、「論理的には、男手・女手・Xを鼎立さ



せた内の一つの頂点Xと見るか、男手と女手を二項対立させた上で、両者を連続しているそれぞれの極として理解した時の、そのスケール上の中間点をXとするか、そのどちらかである」が、「Xが三項対立点の一つであるとしたら、「男手にもあらず、女手にもあらず」というように、そこに特別な呼称がないことに極めて不自然さが残る。よって、これは第二の解釈を採るべきである」とされている〔山田健三 a 四八二頁〕が、それに従うべきであろう<sup>(16)</sup>。

その次には②「男手、放ち書き」と③「女手」によって書かれた。男手・女手については近年刊行された古語辞典である『古語大鑑』においても男手が「男文字、即ち漢字」であり、女手が「漢字（男手）」に対して平仮名の称。女文字。」と説明される〔築島 d〕など過去の研究成果が一般に広く共有されるにいたっていないが、男手・女手ともに仮名の一書体であることは、今、検討している国譲上の記述から明らかである〔原田二〇二頁、山田健三 a 四八七頁〕。男手と「放ち書き」の関係について、国譲上がわざわざ「放ち書き」と断っているのは「多少字と字との間で筆を続けた草がなの書風も男手と呼んでいた」〔原田二〇一頁〕からである可能性もあるが、放ち書きという男手の特性を強調して述べた可能性も考えられる。ここでは取り敢えず男手には放ち書きで書かれたものがあつたことを確認しておきたい。なお、続いて「同じ文字をさまざまに変へて」書いたと記されることについて、これは男手だけでなく、以下に記される女手や片仮名・葦手を含んで「さまざま」と記した挿入的表現であるとの解釈も提出されている〔山田健三 a 四八六・四八七頁〕が、文の乱れを想定しない限りその解釈にはやはり無理がある。山田健三氏は、異体仮名利用が通常である時代においてわざわざ多くの異体仮名を駆使したことに言及するほどの意義を見出せないと言われたが、実際には成立期の草体仮名・ひらがなの字種が限られたものであつたことが明らかにされている〔春日七九頁、築島 c 三九九頁等〕。であれば、通説通り

男手の歌において多くの異体仮名を駆使したことを意味すると解して問題はなからう。

男手の語については、国譲上の記述の他、『蜻蛉日記』上(三四段)に「女手にかき給へり、おとこの手にてこそくるしけれ、」と見出せる。これは章明親王と兼家との消息のやりとりの中で、章明親王が女手で消息を送ってきたのに対し、兼家側からは、兼家が自分で消息(返歌)を書いたことを強調するため(あるいは実際は道綱母が書いていたのだが、男性である兼家が書いたかのように装おうとしたということなのかもしれない)に男手で書いたことを言っているであろう。返歌として『蜻蛉日記』に記されるのは「うらがくれ みることかたき あとならば しほひをまたん からきわざかな」という和歌である。これを異体仮名を多用して書いた可能性が考えられる。

このように異体仮名を多用して書かれた資料の实例としては、これまで「草仮名」の实例とされてきた〔古谷五三頁、吉澤 a 一九〇頁、小松八五・八八頁、築島 a 三九五頁等〕伝小野道風筆『秋萩帖』(一〇世紀)〔図 1、前掲〕が思い浮かぶ。先にも述べたが、矢田勉氏は、ひらがな成立後に文字のバリエーションを増やすことを試みたものとして『秋萩帖』を評価した〔矢田九六頁〕。この『秋萩帖』の特徴は男手に一致する。男手の語は「宇津保物語」と『蜻蛉日記』に見えるだけで以後は見えなくなる。一方、『秋萩帖』的な仮名書体は、装飾性ということ以外にひらがなを越える利点がなかったために、すぐにひらがなに包摂され短命に終わったことが指摘されている〔矢田九七頁〕。だとすれば、男手とはまさに『秋萩帖』的な書体のことではなからうか。

最後に残った③「女手」もまた論者によって概念が異なる語である〔藤本参照〕。史料に即して解釈すれば、この女手は男性(仲忠)が男性(孫王)のために書いた仮名の手本であり、また少なくとも放ち書きが含まれる男手と対極的な書体であることが推測される。とすれば、通説通り

連綿体であることは認めて良いであろう。そしてその使用者は女性に限られていなかった。

以上、『宇津保物語』国讓上に記された仲忠作成の書の手本について検討を加えてきた。一つ興味深いことは、その手本が真名ついで仮名、仮名のなかでは「男にてもあらず、女にてもあらず」、男手、女手、片仮名、葦手といった順に記されていたことである。このことにどこまで重きを置いてよいかどうかは難しいが、しかし男手↓「男にてもあらず、女にてもあらず」↓女手という順序ではないことを考えれば、やはり学習過程を踏まえたものであったのではないかと推測されよう。『堤中納言物語』の虫めづる姫君に「かなハまたかき給ハさりけれハ、かたかななに」て和歌を記したと見えることや後世の感覚から、(まず片仮名を学び、ついで)ひらがなから学習を始め漢字に進むように思いがちだが、ひらがなは漢字を踏まえて成立した字体であるから、ひらがな成立当初の段階では、漢字を学んだ者がひらがなの使用を始めたはずである。ひらがな・片仮名を最初に学ぶようになるのは、それらが完全に社会に定着して以後のことであろう。

### 三 一〇世紀の仮名の諸形態(二)―『宇津保物語』蔵開中と『源氏物語』

本節では『宇津保物語』国讓上以外の史料を取り上げて検討の幅を広げてみたい。『宇津保物語』蔵開中には仮名に関して次のような記載が見えている。

ゐの時ばかりよりは、これ(○俊蔭の詩集)はしばしとゞめさせ給て、こからびつあけさせて御らんずれば、からのしきしを、なかよりをしおりにて、大のさうしにつくりて。あつさ三寸ばかりにて一にはれいの女のと、ふたくだりにひとかたかき、一にはさう、くだりおなじごと、一にはかたかな、ひとつにはあしで。まづれいのでをよませ給、

天皇と東宮、五の宮(東宮の弟)、仲忠の四人で、仲忠の曾祖母にあたる俊蔭母(天皇の父嵯峨院の姉でもある)の歌集を見ると筋であるが、その俊蔭母歌集は「れい(例)の女のと(手)」「さう(草)」「かたかな(片仮名)」「あしで(葦手)」の四種からなっていたという。「例の女の手」とは一般的な女手の意であろうか、「れい(例)のて(手)」とも記されている。この女手と「草」とは一つの歌を二行で記す形式で書き表わされていた。蔵開中の冒頭には俊蔭と俊蔭父の詩集を講書することも記されているが、そこではそれぞれが「そのてにてこぶみにかけり、」「さうにかけり、」と形容されており、前者が自筆の古文(古様の漢字体を意味するか)、後者が「さう(草)」であったと形容される。詩集であるからこの「草」は真名が草書体で書かれていることを意味する。すなわち「草」には仮名の草と真名の草とが存在したということになる。仮名の草と真名の草が同じものであったとは言えないが、少なくとも仮名の草は女手とは明瞭に区別された書体であり、真名の草に近似する存在であった可能性が考えられる。

次にやや時代が下るが、『源氏物語』梅枝には仮名についての議論が記されている。

「よろづのこと、むかしには劣りざまに、浅くなりゆく世の末なれど、仮名のみなん、いまの世はいと際なくなりたる、古き跡は定まれるやうにはあれど、広き心ゆたかならず、一筋に通ひてなんありける、妙におかしきことは、とよりにこそ書き出づる人々ありけれど、女手を心に入れて習ひし盛りに、こともなき手本おほく集へたりしなかに、中宮の母御息所の、心にも入れず走り書き給へりし一くだりばかり、わざとならぬを得て、際ことにおぼえしはや、(○中略)とうちさ、めきて聞こえ給ふ、  
「故入道の宮の御手は、いと気色深うなまめきたる筋はありしかど、よはき所ありて、にほひぞ少なかりし、院の内侍こそいまの世の

上手におはすれど、あまりそぼれて癖を添ひためる、さはありとも、かの君と、前齋院と、こゝにとこそは書き給はめ」とゆるし聞きえ給へば、「この数にはまばゆくや」と聞きえ給へば、「いたうな過ぐし給そ、にこやかなる方のなつかしきはことなるものを、真名のす、みたるほどに、仮名はしどけなき文字こそまじるめれ」とて、まだ書かぬ草子どもつくり加へて、表紙・紐などいみじうせさせ給ふ、「兵部卿の宮、さへもんの督などにもせん、みづから一よろひは書くべし、けしきばみますがりとも、え書きならべじや」と我ほめをしたまふ、

墨、筆ならびなく選り出でて、例の、所々に、たゞならぬ御消息あれば、人びと難きことにおほして、かへさひ申給もあれば、まめやかに聞こえ給ふ、高麗の紙の薄様だちたるが、せめてなまめかしきを、「このもの好みする若き人々心みん」とて、宰相の中將、式部卿の宮の兵衛督、内の大殿の頭の中將などに、「葦手、歌絵を、思くに書け」との給へば、みな心々にいとむべかめり、

例の寝殿に離れおはしまして書き給ふ、花さかり過て、浅緑なる空うら、かなるに、古き言どもなど思ひすまし給ひて、御心のゆくかぎり、草のもたゞのも女手も、いみじう書き尽くし給ふ、御前に、人しげからず、女房二三人ばかり、墨などすらせ給て、ゆへある古きしうの歌など、いかにぞやなど選り出で給ふに、くちおしからぬかぎりさぶらふ、(○中略)

「兵部卿の宮渡り給」と聞こゆれば、おどろきて御なをしたてまつり、御褥まいり添へさせ給て、やがて待ちとり入れたてまつり給ふ、(○中略) やがて御覽ずれば、すぐれてしもあらぬ御手を、たゞ片かどに、いといたう筆澄みたるけしきありて、書きなし給へり、歌もことさらめき、そばめたる古言どもを選りて、たゞ三くだりばかりに、

文字少なに、好ましくぞ書き給へる、(○中略)

書き給へる草子どもも、隠し給べきならねば、取う出給て、かたみに御覽ず、唐の紙のいとすくみたるに、草書き給へる、すぐれてみでたしと見給に、高麗の紙の、肌こまかに和うなつかしきが、色などははなやかならでなまめきたるに、おほどかなる女手の、うるはしう心とめて書き給へる、たとうべき方なし、見給ふ人の涙さへ水茎に流れ添ふ心地して、飽く世あるまじきに、またこゝの紙屋の色紙の色あひはなやかなるに、乱れたるさうの歌を、筆にまかせて乱れ書き給へる、見どころ限りなし、

源氏が、明石姫君の輿入れの料として選ばれた草子を前にして仮名について語り、諸人の筆跡を論評した後、兵部卿宮や左衛門督らに草子の執筆を依頼し、自らも執筆するという場面である。万事が昔に比べて劣っていくなかで仮名だけは今の世の方が優れているとして、かつて女手を熱心に習っていたときには手本を多く集めたこと、そのなかでも六条御息所(中宮の母御息所)の筆跡が優れていたこと、さらに藤壺宮や麗月夜、紫の上らの筆跡を褒め、真名が上達しても仮名に整わない文字が混じるものであることが述べられ、それから兵部卿宮や左衛門督らに草子の執筆を依頼し、自らも書くこととする。源氏は古歌など思い起こして満足のいくまで、「草のもたゞのも女手も」書き尽くした。そこに兵部卿宮が出来上がった草子を持参してやって来たが、それは変わった古歌を選んで一首三行に字数少なめに記したものであった。これに対し、源氏が記した草子は、固い唐紙に「草」を書いたものや、きめ細かい高麗紙におっとりした女手を麗しく記したものの、また国産の紙屋紙の色紙に「さうの歌」を筆にまかせて書き散らしたものであったりした。

ここでは源氏が書いたという「草」「ただ」「女手」という三種の書体が表示されているが、それは「唐の紙のいとすくみたるに」書いた「草」や「高麗の紙の、肌こまかに和うなつかしき」に麗しく書いた「おほど

かなる女手」<sup>(20)</sup>、「この紙屋の色紙」に筆にまかせて乱れ書いた「さうの歌」でもあった。共に三種であるからといって単純に「女手」は同じと見做して問題なからう。「おほどかなる(おっとりしている、おおらかである)」とあるところからも連綿体と考えられる。次に「唐の紙のいとすくみたるに(こわばっているものに)」書かれた「草」であるが、これはそもそもが明石姫君に贈られる草子であり、物語の展開も仮名の話として進められているので、仮名の一書体と考えられる<sup>(21)</sup>。それは固い唐紙に記すにふさわしい書体であったのだから、女手と対極的な位置にある書体であったと見られる。「源氏物語」常夏では「いと草がちに、いかれる手の、その筋とも見えす漂ひたる書きさま」という表現が見える。近江君の筆跡が流麗なものでなかったことを表わしているのであるが、ここでは草が女手と対立的なものとして描かれている。男子の書体が消えた後は、草がその代わりを果たすこととなったのであろう。以上のことを考え合わせれば、草とは、草体ではあるといっても連綿性の弱い書体でなければならぬ。残念ながら、「草」「ただ」が現存する遺例の中に存在するか、またどこまでが女手なのかを見極めるのは現状では難しく、今後の課題としたい。

### むすび

平安中期までの資料を中心に、ひらがな成立期の仮名書体について検討を加えてきた。従来の研究は必ずしも史料上の用語と概念上の用語とが十分に区別せずに論じられる傾向にあり、また連綿体をひらがなの完形成態ととらえる観点に立ち、万葉仮名から「草仮名」を経て女手に至るものとして語られてきた。しかし実際には九世紀中葉段階で早くも連綿体が確認されることからすれば、連綿体はひらがな誕生後、それほど間を置かずに生まれた可能性が高い。一方、一〇世紀段階で「男にもあ

らず、女にてもあらず」と表現された書体は、仮名の最初の手習いの手本とされた書体でもあったから、初心者向けの仮名の書体であったと言えよう。そしてそれは『源氏物語』梅枝において「ただ」と表現されている書体でもあったと推測される。一〇世紀段階では、続いて男子・女手の学習が行なわれた。男子は『秋萩帖』のような異体仮名を多用した草体の書体であったと見られるが、まもなく衰え、一一世紀の段階では草と呼ばれる書体がそれに代わるようになった。なおひらがなの成立後、省画を主体とする片仮名もその形を整えていく。ひらがなは、基本的に個人間のやりとりで用いられるものとして生まれ、受け取った側が筆者を特定できるまでに書体や書風までも含めて様々な個人の情報や心情を込めることが可能な伝達手段として発達した<sup>(22)</sup>。それが成立後まもなく様々な書体が発達したことと理由でもある。そこにおいては必ずしも伝達の正確性は重視されない。これに対し、片仮名は文字情報そのものの正確な伝達という点に主眼が置かれ、発達していくことになったのである<sup>(23)</sup>。

### 註

- (1) 二〇一三年六月二七日発表。なお、九世紀後半から一〇世紀にかけての仮名資料については鈴木 a b c 論文で整理紹介されている。
- (2) 与謝野寛氏は「漢字の音を仮用して国語の音を写す文字を総称して「カナ」(仮名)と云ふ。「漢字を仮用したる文字の義である」とする(与謝野一三九頁)。なお、『続日本後紀』嘉祥二年(八四九)三月庚辰条には「此国乃本詞尔逐倚天、唐乃詞乎不假良須書記須」という表現が見える。そこでは語そのものを「仮り」と言っているという意味が異なるが、参考にすることができよう。
- (3) 「万葉仮名」という学術用語の成立に問題があることは山田健三論考で論じられているが、現在、一般的に使用されている「万葉集に用いられている仮名」との理解で混乱を生じないため、本稿ではこの語を使用することとする。
- (4) 書体・字体については、二〇〇〇年二月答申の第二期国語審議会表外漢字字体表I前文三(一)で示されている「字体については、常用漢字表に示されている「字体は文字の骨組みである」という考え方を踏襲する。文字の骨組みとは、

- ある文字をある文字たらしめている点画の抽象的な構成の在り方のことで、他の文字との弁別にかかわるものである。字体は抽象的な形態上の観念であるから、これを可視的に示そうとすれば、一定のスタイルを持つ具体的な文字として出現させる必要がある。この字体の具体化に際し、視覚的な特徴となつて現れる一定のスタイルの体系が書体である。例えば、書体の一つである明朝体の場合、縦画を太く横画を細くして横画の終筆部にウロコという三角形の装飾を付けたスタイルで統一されている。すなわち、現実の文字は、例外なく、骨組みとしての字体を具体的に出現させた書体として存在しているものである。書体には、印刷文字で言えば、明朝体、ゴシック体、正楷書体、教科書体等がある。」に従う。
- (5) ただし山田俊雄氏が文字を「素材としての文字」と「用法における文字」との二面からとらえることを提言し、池上禎造氏が「材料としての」文字と「用法として見た」文字を区別されたこと（山田俊雄、池上）を参照して、大飼隆氏が、万葉仮名が「用法上、日本語をあらわす表音文字として用いられながらも、*shimoji*の上では漢字に所属し、表語文字としての性質を失っていないという特殊な存在である」ことを指摘されておられる（大飼b一五―一六頁）ように、万葉仮名が「仮名」以外の用法を持つことも事実であり、この点にも留意しておきたい。
- (6) 山田健三氏は「万葉仮名」という用語に検討を加え、視覚的な漢字と機能的な漢字を区別し、「万葉集は漢字で書かれている」という言説は、歴史主義に立つ限り誤り」とされる（山田健三c二九頁。山田健三d五四―五五頁も参照）。その趣旨は理解できるが、かえって混乱を招くのではないか。機能的な「漢字」については「真名」の語を用いた方が良いと思う。
- (7) 『倭片仮字反切義解』に「省偏旁点画」作「片仮字」と見え、また全長『伊呂波字考録』上に「片仮字とは全字に音をかり其字の片傍を略書する故に片仮字と云」とある（全長九頁）。「片」は不完全という意味であつて、「不正確に書かれた平仮名」も指し得たという説もある（坪井a六九頁）が、『宇津保物語』国譲上において「片仮名」が「書体として挙げられていることから考えても従えない。なお、『堤中納言物語』虫めづる姫君に「かなハまたかき給ハさりけれハ、かたかなに」と見えるように、片仮名とそれ以外の「かな」とを区別する用法もあつた（坪井a論考はこの記述をもとに先の論を展開するが、「かなハまたかき給ハさりけれハ」を「きちんとした仮名はまだお書きにならなかつたので」と解するのは無理がある）。これは片仮名が他の仮名の書体とは異なり、原則的に草体化の方向へ進まなかつたためであろう。片仮名についてはそのすべてを省画と考えてよいかどうかなどといった問題も残されているが、本稿ではそこまで踏み込んで論じないこととする。
- (8) 真名の省画化自体は中国にさかのぼる（築島a三六三頁）。
- (9) 「平仮名」の語は連綿体で記された場合に限って使用するなど論者によってその定義が異なる。しかも「平仮名」の語が出現するのは一四七〇年頃であり（山内）、古代での使用例は確認されていないため、古代に「平仮名」の語を使用すべきではないという見解もある（名見耶等）。名見耶明氏は、あくまでも「平仮名」は、現在使用している四十八文字に限定して使用すべきで、「草仮名」をさらに簡略化した「仮名」いわゆる「変体仮名」を含むときを狭義の「仮名」とすべきだとされる（名見耶三三八頁）が、「狭義の「仮名」という語の使用は煩雑となる恐れがある（草仮名）については註(11)参照」ので、本稿では、近世以降現代にいたるまで一般的に使用されている、連綿体に限定されない意味で「ひらがな」と表記して使用することとする。
- (10) 新羅で記された角筆による訓には省画のみならず草書で記されたものもあり（小林a九四―九五・九七頁等）、草体仮名そのものが日本で発明されたというわけではない。
- (11) 「草仮名」も論者によって概念が異なる学術用語である（鈴木c参照）。史料上の語としては、平安期には「宇津保物語」「枕草子」「栄花物語」に一例ずつ見えるのみであり、そこから具体的な姿をうかがうことが難しかったため、本稿では検討の対象外とし、学術用語として「草仮名」の語の使用を避けた。史料上の「草仮名」については取り敢えず山田健三b論考参照。
- (12) 墨一五の「かつらさへ」については、催馬楽の一句と見る説がある（鈴木c）が、常住の名などと考える説などもある（乾）。
- (13) 行書の手本の脱落を推測する説（吉澤b四一頁）もある。
- (14) 山田健三氏は、「女手をさしつぎで」という意味であり、「さしつぎ」とは「書ささし」などの「さし」、差声などの「さす」であり、連綿の連続性に対して、差しては継ぎ、差しては継ぎ、ということ、ポツポツと断続的に書くという様子であろう」と解釈する（山田健三a四九二頁）。その背景には、女手による和歌と「さしつぎ」による和歌とが対比的な内容であることがあるようであるが、「さしつぎ」そのものの一般的な意味によって解釈すれば、対になる和歌であることも問題なく解釈できると考える。
- (15) なお、「千字文」も「天地玄黄」で始まることから、「あめつち」とは漢字学習書である「千字文」を指す可能性も考えられなくはないが、ここではその前に「かな」であることが明記されているので、その可能性は除外してよいであろう。
- (16) ただし山田健三氏は「男手」「女手」を書体と正しく認識する（山田健三a四八二頁）。一方で、文字概念であるとも述べられ（山田健三a四八三頁）、そこから四八文字からなる「あめつち」を記すに相応しい仮名セット、もしくは仮名書体の存在が確認されるとしており（山田健三a四八六頁）、記述に混乱が見られる。私見では、「男手」「女手」は文字種・文字概念ではなく書体と考える。

(17) これ以前に俊蔭母の筆跡についての記述は見えない。

(18) 「文字」を真名と限定解釈して仮名を多用したことを指すとする説もあるが、そうではなく漢字を多用して字数を少なめにしたと解釈する説(『新日本古典文学大系等』)に従いたい。

(19) 「草」も、ただの仮名も、すなわち女手も」と解釈する説もある(『日本古典文学大系、小松八一頁、古谷五五頁』)が、三種の書体を並べたものと解釈すべきである(原田二〇五頁)。

(20) 唐紙に書いた「草」も紙屋紙に書いた「さう」も底本は「さう」であって、漢字とひらがなに使い分けたのは本稿で底本とした新日本古典文学大系校注者の判断である。「さうの歌」も注では「草仮名の歌」と説明しており、なぜ「草の歌」としなかったのかは不詳。

(21) 原田氏は漢詩などを草書風に書いた真名であったと解釈される(原田二〇六頁)が、本文で述べたように考えるので従えない。

(22) 別府節子氏は、「表側の文化でどんなに技巧的な漢詩文が盛んであろうと、私の思いを微妙なニュアンスや言葉のひびきもそのままに伝えるという用に足るのは和歌であり、それを忠実に表わす文字が仮名であったといえるのではないか。」と述べられている(別府一九六頁)。補足すれば、和歌だけでなく書状も含めて言えることであろう。

(23) 『宇津保物語』では筆跡を見て筆者を判断している場面が多く記されている(たとえば国譲上で、実忠は筆跡から藤壺の手紙であることを判断している)。また大坪併治氏は『源氏物語』に見える仮名書道の考え方について述べられている(大坪二九四―二九七頁)。「古今和歌集」仮名序には難波津の歌と浅香山の歌の二首について「歌の父母の様にてぞ、手習ふ人の、初めにもしける」と記されているが、そのことは、この仮名序が作られた一〇世紀初頭の段階では、和歌が書かれるものとして認識されていたことを意味する(だから「歌の父母」が手習いの初めの歌でもある)。

(24) したがって片仮名には草書体は生まれなかった。

参考文献

天石東村 「風信帖、灌頂記の技法について」空海の書刊行委員会編『空海の書 弘法大師書蹟大成』鑑賞篇 東京美術 一九七九年  
池上禎造 「文字論の位置」『国語・国文』一五―一三・四 一九四六年  
石川九楊 『ひらがなの美学』新潮社 二〇〇七年 初出二〇〇六年  
乾 善彦 「仮名の用途からみた万葉仮名とひらがな」『日本語学』三一―一 二〇一三年

大銅 隆 a 「万葉仮名に内含されていた片仮名・平仮名への連続面」『上代文字言語の研究』笠間書院 一九九二年(増補版二〇〇五年) もとになった論考 一九七三年

b 「文字表語機能観」同書所収  
大坪併治 「片仮名・平仮名」『岩波講座日本語』八文字 岩波書店 一九七七年  
大矢 透 「仮名の研究」『音図及手習詞歌考』勉誠社出版部 一九六九年 初出一九二六年

春日政治 「仮名発達史序説」『春日政治著作集』一 勉誠社 一九八二年 初出一九三三年  
川端善明 「万葉仮名の成立と展開」上田正昭編『日本古代文字文化の探求 文字』社会思想社 一九七五年

京都市埋蔵文化財研究所編・発行 『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告二〇一一年』一九 平安京右京三条一坊六・七町跡―西三条第(百花亭)跡― 二〇一三年  
小林芳規 a 「文字の交流―片仮名の起源―」青山学院大学文学部日本文学科編・発行『文字とことば―古代東アジアの文化交流』二〇〇五年

b 「角筆による新羅語加点の華厳経」『南都仏教』九一 二〇〇八年  
c 「角筆で書いた新羅語の発見」『角筆のひろく文化史』岩波書店 二〇一四年

小松茂美 『かな』岩波新書 一九六八年  
澤崎 文 「万葉仮名の字義を意識させない字母選択」『日本語の研究』八一 二〇一二年

鈴木景二 a 「平安前期の草仮名墨書土器と地方文化」『木簡研究』三一 二〇〇九年  
b 「気色の杜遺跡出土の仮名墨書土器」霧島市埋蔵文化財発掘調査報告書一 二〇一一年  
c 「平安京右京三条一坊六町(藤原良相西三条第)出土の仮名墨書土器」京都市埋蔵文化財研究所編・発行 『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告二〇一一年』一九 平安京右京三条一坊六・七町跡―西三条第(百花亭)跡― 二〇一三年

d 「平安時代の仮名の出土資料」『歴史と地理』六六五 二〇一三年  
『伊呂波字考録』福井久蔵編『国語学大系』文字一 厚生閣 一九三九年  
初刊元文二年(一七三七)

築島 裕 a 「古代の文字」中田祝夫編『講座国語史』二 大修館書店 一九七二年  
b 「平安時代訓点本論考」ヲトト点図仮名字体表 汲古書院 一九八六年  
c 「多賀城跡漆紙仮名文書について」『宮城県多賀城跡調査研究所年報』一九九一年 宮城県多賀城跡調査研究所 一九九二年

全長  
長島

編 d 『古語大鑑』一 東京大学出版会 二〇一一年

坪井美樹 a 『片仮名』で書かれた和歌 『文芸言語研究』言語篇二九 一九九六年

b 『男手・女手』『筑波日本語研究』八 二〇〇三年

名見耶明 『書に親しむ』14 『茶道の研究』六八七 二〇一三年

原田芳起 『男手女手名義考』『平安時代文学語彙の研究』続編 風間書房 一九七三年

初出一九七一年

伴 信友 『仮字本末』『伴信友全集』三 国書刊行会 一九〇七年 初刊嘉永三年(一八五〇)

藤岡忠美 『平安京跡出土墨書土器和歌を読む』『王朝文学の基層』和泉書院 二〇一一年 初出二〇〇五年

藤本憲信 『女手考』『国語国文学研究』三三二 一九九七年

古谷 稔 『日本の美術』五 平安時代の書 至文堂 一九八二年

別府節子 『書と書物』院政期文化研究会編『院政期文化論集』四 宗教と表象 森話社 二〇〇四年

宮本竹逯 『仮名の根源となる空海の連綿体』空海の書刊行委員会編『空海の書』弘法大師書蹟大成 鑑賞篇 東京美術 一九七九年

森岡 隆 『図説 かなの成り立ち事典』教育出版 二〇〇六年

矢田 勉 『文字史研究における「片仮名」「平仮名」「草仮名』』『白百合女子大学研究紀要』三六 二〇〇〇年

山内洋一郎 『ことば「平仮名」の出現と仮名手本』『国語国文』八〇―二 二〇一一年

山田健三 a 『男手』考』田島鏡堂編『日本語学最前線』和泉書院 二〇一〇年

b 『草仮名』名義考』国語語彙史研究会編『国語語彙史の研究』三三二 二〇一三年

c 『書記用語「万葉仮名」をめぐって』(信州大学)人文科学論集』文化コミュニケーション学科編四七 二〇一三年

d 『仮名をめぐる歴史上の書記用語・再考』『日本語学』三二―一 二〇一三年

山田俊雄 『国語学における文字の研究について』『国語学』二〇 一九五五年

与謝野寛 『日本語原考』(其十一)『明星』五一―二 一九二四年

吉澤義則 a 『平仮名の研究』『国語科学講座』八 明治書院 一九三四年

b 『平仮名の発達』『日本書道随攷』白水社 一九四三年 初出一九三七年

資料依拠テキスト

『宇津保物語』宇津保物語研究会編『宇津保物語 本文と索引』笠間書院 一九七三年

(底本尊経閣文庫本)

『延喜廿一年京極御息所襲子歌合』十卷本 平安朝歌合大成新訂増補版(底本陽明文庫本)

『蜻蛉日記』新日本古典文学大系(底本宮内庁書陵部御所本)

『源氏物語』新日本古典文学大系(底本大島本)

『古今和歌集』新日本古典文学大系(底本今治市河野美術館本)

『続日本後紀』新訂増補国史大系

『堤中納言物語』国立歴史民俗博物館貴重典籍叢書(高松宮家伝来禁裏本)

『天祿四年円融院資子内親王乱基歌合』平安朝歌合大成新訂増補版(底本陽明文庫本)

『倭片仮字反切義解』群書類従(続群書類従完成会訂正三版)

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇一四年一月七日受付、二〇一四年一月七日審査終了)